

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。

人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

罪や非行を犯した人を支える人々①

3月上旬、「第14回国連犯罪防止刑事司法会議」(京都 kongress) が、国立京都国際会館で開催されました。国連犯罪防止刑事司法会議とは、5年ごとに行われる犯罪防止と刑事司法分野における国際会議ですが、コロナウイルス感染症の影響で1年延期され、オンラインと来場を組み合わせでの開催となりました。

その会議で、日本独自の「保護司」制度が「HOGOSHI」として紹介され、国際的にも注目を集めました。すでにフィリピンやケニアでは、日本の制度をモデルに導入が図られているということです。

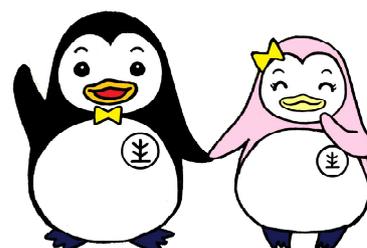
わが国では、人権問題の一つに「罪や非行を犯した人の問題」を上げており、本市でも、罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするため、偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するよう、関係機関と連携して啓発活動を推進しています。このような罪や非行を犯した人の立ち直りを支える制度や団体が、わが国には種々あるのをご存じでしょうか。人権アラカルトでは、今回と次回の2回に分けてご紹介します。

皆さんがよく耳にする「保護司」は、全国に約4万7千人います。罪を犯して保護観察を受けることになった少年や大人に、地域の中で更生の助けをするのが仕事で、話を聞いて助言したり釈放後の就労や住居の手助けなどをします。保護司になるには、保護司選考会に推薦され、法務大臣から委嘱されることが必要です。非常勤の国家公務員とされていますが、給与はなくボランティアです。

「更生保護施設」は、全国に103施設あり、全て非営利団体によって運営されています。矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないこと、現在住んでいるところでは更生が妨げられる恐れがあるなどの理由で更生が困難な人に、一定期間、宿泊や食事を提供する民間の施設です。また、対人関係を円滑にするための「社会生活技能訓練」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行うなど、再犯再非行の防止に貢献しています。

更生保護マスコットキャラクター

チャームポイントは胸の「生きるマーク」



ホゴちゃん

サラちゃん